

国防総省

日本環境管理基準

(Japan Environmental Governing Standards)

2001年10月

1.1版 (2002年6月改訂)

在日米軍司令本部・発行

-----日本語版-----

梅林宏道・監訳

衆議院議員原陽子・発行 2003年9月 試訳版

第15章 アスベスト

15 - 1 適用範囲

本章においては、人間の健康及び環境に対してアスベストがもたらす危険を制御し排除するための規準と、除去及び処分作業におけるアスベストの管理について述べる。包括的な「労働保健安全プログラム」についての政策要件については、この章では触れない。従業員をアスベスト被曝から守ることについては、国防総省通達 DoDI6055.1「国防総省労働安全保健プログラム」、国防総省通達 DoDI6055.5「産業衛生及び労働保険」、及びそれらに付随する各軍の通達を参照されたい。

15 - 2 定義

15 - 2.1 十分に湿潤した

飛沫や繊維の飛散を防ぐため十分に液体と混合された、または液体が浸透した状態をいう。アスベスト含有物質(ACM)からの飛散が目視できる場合は、その物質は十分に湿潤したとはいえないが、逆に飛散が目視されないことが、十分に湿潤であることの証明にはならない。

15 - 2.2 アスベスト

6種類の異なる繊維状の金属珪酸化物に対する一般名称であり、この中にはクリソタイル、アサモイト、クロシドライト、トレモライト・アスベスト、アントフィライト・アスベスト、アクチノライト・アスベスト、及びこれらの物質に対して科学的な処理、変成を加えたものなどが含まれる。

15 - 2.3 アスベスト含有物質(ACM)

重量比で1%以上のアスベストを含有する物質をいう。

15 - 2.4 アセスメント

アスベストの発生ごとに行われる過程で、その環境への放出とそれに伴って生ずる健康及び環境に対する危険について、潜在的可能性を決定するもの。被害について評価するものである。

15 - 2.5 飛散しやすいアスベスト

1%以上のアスベストを含有する物質で、乾燥時には指圧によってくずれたり、粉状になったり、微粉末状になるものをいう。

15 - 3 規準

15 - 3.1

軍施設においては、アスベストに関連するすべての活動の単一の集約点としてアスベスト・プログラム管理官を任命しなければならない。

15 - 3.2

軍施設はアスベスト管理計画の策定およびその実施を行わなければならない。当核計画においては、最小限以下の項目に触れなければならない。

- a. サンプル採取と分析、または目視判断によるアスベスト含有物質(ACM)の目録。
- b. 労働者、借地人、建物の使用者などに対して、ACMのある場所やそれを攪乱してはならない理由と方法について、周知させ教育するプログラム。影響を受け得るすべての人に適切に情報が与えられなければならない。
- c. ACMの状態の変化について、観察し、評価し、記録するための定期的な調査監視手続き。
- d. ACMを攪乱する恐れのある活動を管理するための、作業抑制/許可制度。
- e. ACMに影響を及ぼす作業中に繊維の放出を避け、もしくは最小化するための操作及び繊維業務の実施慣例。
- f. アスベストを特定する管理業務と排除に関連した操作及び維持活動を記録するための記録保持。
- g. アスベスト・プログラム管理官及び保管、保全要員の訓練。
- h. 排除すべき危険が特定された場合、その評価及び優先度決定の手順。
- i. 新たな建設において、ACMの使用を防止するための手順。

15 - 3.3 軍施設は、施設の取り壊しまたは改築に先立って、当核作業がACMを除去または攪乱するものか否かを決定し、その決定を当核計画の認可文書(作業命令など)に記載しなければならない。

15 - 3.4 飛散しやすいアスベスト含有物質の除去または攪乱を伴う施設の取り壊しまたは改築作業に先立って、アセスメントの文書を作成し、それを軍施設のアスベスト・プログラム管理官に提出しなければならない。書面のコピーは1部、永久保存されなければならない。

15 - 3.5 軍施設は、ACMが空气中に繊維を飛散させる恐れがあり、信頼できる方法で修理したり隔離したりすることが不可能である場合は、除去しなければならない。

15 - 3.6 軍施設は、施設または施設の一部を攪乱または取り壊しするに先立って、すべての飛散しやすいACM、もしくは破壊に際して攪乱されれば高い確率で飛散しやすくなるであろうACMを除去しなければならない。

15 - 3.7 小規模、短期間の営繕、改修作業において、作業区域を覆うためにグローブ・バッグを使用する場合は、軍施設の安全保健係官が必要と判断しない限り、作業中の大気監視計画を実行しなくてもよい。

15 - 3.8 ACMの改修、除去、営繕、廃棄処分の作業に携わる、計画者、検査官、管理計画者、監督者、作業員は合衆国規制基準に従い、訓練を受け認証されなければならない。地元の作業員については、最低限、アスベストの除去/排除に関する日本政府から受けた有効な認可、あるいは許可を提出する必要がある。地元の契約業者は、当JEGSの基準および要件に従わなければならない。

らず、またその事を入札文書、契約文書に記載しなければならない。

15 - 3 . 9 軍施設はアスベスト廃棄物を廃棄処分する際には、DRMOを通じて、もしくは日本の規制法にしたがって、これを処分しなければならない。国防再利用売却サービス(DRMS)を用いないとの判断は、国防総省司令 DoDD4001.1 に従い、軍施設の任務が最善に達成されるために許されるが、軍施設の行った契約や処分規準が、最低でもDRMSの用いる基準と同等に安全であると保証する部隊指揮系統の同意を得なければならない。軍施設は、処分に際しDRMSを採用しない場合、これに加えて、発生地点から最終的な処分地点までの監査用経歴を残し、7-3.3 節(第7章参照)の要件を満たすよう追跡制度を開発しなければならない。廃棄処分活動及びその場所についての記録は永久保存しなければならない。日本においてアスベスト廃棄物は特別管理産業廃棄物に分類される。第6章を参照のこと。日本においては、アスベスト廃棄物は融解し、市町村の固形廃棄物埋立地に処分することができる。アスベスト廃棄物が融解されていない場合、以下の手順にしたがって取り扱われなければならない。

- a. 前処理:十分に湿らせ、二重の高強度のプラスチック袋につめるか、セメントで固める。
- b. 英語及び日本語で以下のラベルづけを行う:「危険 アスベスト廃棄物」及び「粉塵を出すな—癌及び肺疾患の恐れあり」
- c. 日本政府が認める地下保管室、もしくは、不浸透性埋立地に廃棄する。

15 - 3 . 10 国防総省の学校は、合衆国連邦法規集 15U.S.C2643(1)の核当要件、及び、連邦規制基準 40CFR 第 763 部 E の実施規定を満たさなければならない。